

自動車傷害保険における傷害事故三要件の存在意義

佐野 誠

1. 本報告の論点

自動車保険における傷害保険（以下「自動車傷害保険」という。）としては、人身傷害保険、搭乗者傷害保険、自損事故保険、無保険車傷害保険がある。これらの保険においては、一定の事故によって被保険者が傷害を被ることを保険事故としているが、無保険車傷害保険以外の自動車傷害保険の約款では、この一定の事故について、「被保険自動車の運行に起因する事故または被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下」という要件（運行関連性要件）に加え、「急激かつ偶然な外来の事故」という要件（傷害事故三要件）を規定している。

本報告では、自動車傷害保険の約款において運行関連性要件に加えて傷害事故三要件を規定する意味について検討する。すなわち、傷害事故三要件のそれぞれの要件について、規定する意味があるのか、あるとすれば保険者としてはどのような機能を期待しており、そして、その機能が実際に発揮されているのかが検討課題である。

2. 本報告の結論

（1）急激性要件

運行関連性要件を充足していながら急激性要件は充足しないことにより保険者免責とされるケースはほとんどないように思われる。また、約款によって、一酸化炭素中毒や熱中症など自動車の運行に関係しそうな傷害の有無責が急激性要件とは別に規定されていることもあり、自動車傷害保険においては急激性要件が機能することはあまり考えられないことからすると、急激性要件の存在意義はかなり疑わしい。

（2）偶然性要件

偶然性要件は被保険者の故意による事故招致を担保除外するという意味では

故意免責条項と重複するが、故意免責条項を確認的なものであるとすることによって非故意性の立証責任を保険金請求者側に負担させるという機能を有し、そこに偶然性要件の存在意義が認められる。この点は平成13年最判によって確認されており、学説における同最判に対する批判にもかかわらず、その後の下級審裁判例でも例外なく認められている。

一方で、平成13年最判を前提としつつ、保険金請求者側の立証負担を緩和すべきとする理論が学説、裁判例で提唱されており、この説の具体的な適用次第では、自動車傷害保険における偶然性要件の機能が縮小する可能性がある。

（3）外来性要件

外来性要件については、主として「疾病→事故→傷害」の類型を念頭において、立証責任の負担者を保険者から保険金請求者に転換するという機能があると理解されてきていたが、平成19年外来性最判によってこの機能が否定された。一方、「事故→疾病→傷害」の類型および傷害の直接原因が事故か疾病かが争われている類型においては、平成19年外来性最判にかかわらず外来性要件は機能しない。こうして、自動車傷害保険においては、全ての類型において外来性要件が機能する余地がないということになる。

（4）総括

自動車傷害保険においては、傷害事故三要件のうち実際に機能しており、その意味で存在意義が認められると考えられるのは偶然性要件だけであり、また、その偶然性要件も保険金請求者の立証活動の負担を緩和すべきとする学説や裁判例の動向によってはその存在意義が薄れてくる可能性がある、という結論になった。これを前提とすると、たとえば、同一事故において車両保険と人身傷害保険が適用となる場合に、被保険者の故意の立証責任の問題から車両保険は有責、人身傷害保険は免責となる可能性があるが、このようなことは商品政策上好ましくないという判断もあり得、損害保険会社の商品政策として、自動車傷害保険において傷害事故三要件を削除するという選択肢もありうる。